

平成30年度 交渉の概要（第1回）

- 日 時 平成30年5月11日(金) 16:00～16:10
- 場 所 県庁第34会議室
- 出席者 県：(知事部局) 人事企画課：戸井給与室長、川口係長
県職労：谷田書記長 他
県教組：棚田書記長
高教組：吉岡執行委員長、前田書記長

<概 要>

組合：当局から旅費制度について提案があるとのことなので、説明をお願いします。

県：昨年度、通勤手当の額を見直し、通勤手当月額を積算する際に用いる単価が、1キロメートルあたり16円から13円となった。一方、旅費の車賃の単価である1キロメートル25円については、変えていない。旅費の支給に際し、自家用車で通勤手当の認定を受けている職員が、自宅発又は自宅着で旅行した場合は、通勤手当との重複支給を避けるため減額調整を行っており、その調整額を計算するための単価は、改正前の通勤手当月額を積算する際に用いた16円としている。4月から通勤手当月額を改正することから、旅費の調整で用いている16円を13円に改正する必要はないか、年度末に検討したが、車賃の25円を改正しないことから、16円も改正しなくてもよいと判断した。しかし、調整額の計算に際しては、通勤手当月額から通勤手当の積算単価を用いて通勤距離を計算して調整額を計算しており、実際の通勤距離を用いて調整しているのではない。今回、職員から、16円を改正していないことで旅費の調整で計算された通勤距離が、実際に認定を受けている通勤距離の区分と一致していないとの指摘を受けて、規定を確認して単価の改正が必要であることを認識し、改めて検討した結果、当初は通勤距離を計算する部分の16円のみ13円に改正することも考えたが、事前に人事委員会事務局や組合の意見を聞いたところ、通勤距離を計算する部分の単価のみ13円に改正することは、説明がつかないとの意見だった。それを踏まえて、旅費支給額の調整にあたり、16円を用いている部分は、全て13円に改正したいと考えている。施行日については、人事委員会に運用通知の改正を議決いただいた日としたい。

組合：確認だが、人事委員会の通知でも規定されているということか。

県：そのとおり。

組合：現在、人事企画課が該当する旅行の精算を待つよう各所属に依頼している。いつ解除されるのか。

県：調整の根拠が規定されている運用通知の改正が人事委員会で議決されてからと考えている。

組合：今回の提案に際し、車賃の25円については今回は改正しないことが確認できた。ガソリン代等の実態を踏まえて労使協議して通勤手当額を見直したのであるから、今回提案を受けた旅費の調整に用いる単価の16円を13円に改正することについては、合意する。

県：引き続き、よろしくお願いします。